## 日本地域共生ヘルスケア学会会則

## 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、日本地域共生ヘルスケア学会と称する。英文では(Society for healthcare and community involvement)と表記する。

#### (事務局)

第 2 条 本会の事務局を〒675-0195 兵庫県加古川市平岡町新在家 2301 兵庫大学内にお く。

## 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 本会は、ヘルスケアの概念に基づき、全ての世代に共有される持続的な地域共生 社会を構築するために必要な研究の促進と向上を図り、研究成果の普及を行い、他分野 や他領域との学際的な相互交流を深めることを目的とする。

#### (事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) 学術研究大会、研究会、研修会、講演会、シンポジウム等の開催
  - (2) 学会誌その他図書の発行
  - (3) 国内外における関係団体との連携
  - (4) 研究の奨励と研究業績の表彰
  - (5) その他、本会の目的を達成するに必要な事業

#### 第3章 会員

# (会員の資格)

- 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。
  - (1) 正会員 本会の対象とする領域に関心のある研究者、教育者、実践者で本会の目的 に 付ける 個人であって、理事会の承認を得た者
  - (2) 学生会員 国内外の大学院に所属する学生であって本会の目的に関心を有する者
  - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する法人または団体であって、 理事会の承認を得た者
  - (4) 名誉会員 本会の対象とする領域に多大な貢献をした個人であって、理事会の承認を得た者

#### (入会)

- 第 6 条 入会を希望する者は、本会所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 学生会員で入会を希望する者は、本会正会員 2 名による推薦を受けなければならない。

# (会費)

- 第7条 会員は、理事会及び総会の定めるところに従い、別表1にある年会費を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、名誉会員は会費の納入を要しない。
- 3 正会員のうち、一定の条件を満たす者の会費の一部を減じる。
- 4 入会を希望する者は、所定の入会手続きを行い、初年度の会費を前納しなければならない。
- 5 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### (会員資格の喪失)

- 第8条 会員は下記の事由により、その資格を失う。
  - (1) 会員本人が退会届を提出し、理事会が退会を承認したとき
  - (2) 会費を3年間滞納し、理事会が退会を承認したとき
  - (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、理事会が退会を承認したとき
  - (4) 本会が解散したとき
- 2 会員が本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為があった場合は、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

## (退会)

第9条 退会を希望する会員は、会長へ退会届を提出しなければならない。

#### 第4章 機関

### (役員)

- 第10条 本会の会務を遂行するため、次の役員を置く。
  - (1) 会長1名
  - (2) 副会長 2 名
  - (3) 理事 20 名以内
  - (4) 監事 2 名

#### (役員の選任)

第11条 役員は、理事会の推薦に基づいて、総会において正会員の互選により選出する。

### (会長・副会長の選任)

- 第12条 会長は、理事会の決議により、役員の中から選定する。
- 2 副会長は、会長の指名により、役員の中から選定する。

### (役員の任期)

- 第13条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 2 前項に関わらず会長及び副会長は連続 2 期 (6 年) を超えてその任に留まることができない。
- 3 役員に欠員を生じたときは、その後任者を新たに会長の指名により選任する。その場合 に役員の任期は、前任者の残余期間とする。
- 4 役員は、任期満了後も、後任者が選任されるまでの間その職務を行う。

#### (役員の役割)

- 第14条 役員の役割は、以下の通りとする。
  - (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、理事会を組織し、総会を招集する。
  - (2) 副会長は、会長の会務の遂行を補佐し、会長が欠ける時はこれを代理する。
  - (3) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
  - (4) 監事は、本会の会計及び会務の執行を監査するが、必要に応じて理事会に参加することができる。

### (理事会)

- 第15条 理事会は、会長、副会長及び理事により構成され、以下の会務を執行する。
  - (1) 各年度の事業原案及びそれに要する予算原案の作成
  - (2) 年度の終了後の事業報告案及び決算案等の作成
  - (3) 会則及び諸規則の制定、変更及び改廃
  - (4) 総会の開催、日時及び場所並びに目的の決定
  - (5) 各種委員会の設置及び改廃に関すること
  - (6) 会員の入会及び退会並びに会員の種別に関すること
  - (7) 会印の保管及び記録の整理保管に関すること
  - (8) その他、必要と認めること

#### (各種委員会)

- 第 16 条 本会の会務を執行するため、理事会の下に各種委員会を置き、理事の一人が委員 長となる。
  - (1) 編集委員会
  - (2) 大会実行委員会
  - (3) 研修企画委員会
  - (4) 広報募集委員会
  - (5) その他理事会が必要と認める委員会

# 第5章 総 会

# (総会の開催)

第17条 毎年1回、正会員をもって組織する総会を開催する。

- 2 会長は、理事会が必要と認めたとき、又は 5 分の 1 以上の正会員による請求があったと きは、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、会長が召集し、会を総務する。
- 4 総会の議長は会長が務める。
- 5 その他総会に関することは別途定める。

#### (総会)

- 第18条 総会は次のことを審議する。
  - (1) 各年度の事業及びそれに要する予算
  - (2) 事業報告及び決算等
  - (3) 会則並びに諸規則
  - (4) 役員の選任
  - (5) 本会の解散
  - (6) その他会長が必要と認めること

# (議決)

第19条 総会は正会員の4分の1以上の出席をもって成立する。

2 本会の議事は、総会における出席した正会員の過半数の賛成をもって決する。

# 第6章 会計

# (経費)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

# (会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

# 第7章 事務

# (事務局業務)

第22条 事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は会長の指示のもと業務を遂行する。
- 3 事務局業務の一部または全部を業務委託することができる。

# 附則

本会則は、2021年4月1日から施行する。

### 別表1

会員種別	年会費	備考
正会員 1	8,000 円	就職後7年以上を経過する者
正会員 2	5,000 円	就職後7年未満の者
学生会員	4,000 円	
賛助会員	1 口 30,000 円	

別注:就職後とは、正規採用されたとしを基準に計算する